

# 令和6年度 駅前児童公園詳細設計業務

## プロポーザル実施要領

令和6年7月

あわら市土木部建設課

令和6年度 駅前児童公園詳細設計業務  
プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本要領は、令和6年度 駅前児童公園詳細設計業務を委託するにあたり、本市の地域特性や都市づくりの方向性（竹田川周遊整備構想）を踏まえて、高い技術力や創造性及び豊富な経験等を有する委託業者を選定することを目的としてプロポーザルを実施するものである。

また、竹田川周辺の賑わい創出や公園の利便性向上を図るためには、民間のアイデアや活力を導入した官民連携による持続可能な維持・管理運営が必要となっている。そこで、再整備で公園をリニューアルするとともに、設置管理許可等を利用した民設民営による飲食店や売店等の便益施設の設置・運営などを行い、官民連携による持続可能な公園を目指すものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

令和6年度 駅前児童公園詳細設計業務

(2) 業務内容

別紙「令和6年度 駅前児童公園詳細設計業務特記仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

(4) 見積限度額

本業務における業務委託費は下記の金額を上限とする。

税込み 9,365,400円

(5) 工事費限度額

本工事における限度額は下記の金額を上限とする。

税込み 110,000,000円

3. 公園施設の概要

・所在地	あわら市春宮一丁目 地係
・区域区分	非線引き
・公園種別	街区公園
・用途地域	商業地域
・建ぺい率	80%
・容積率	400%
・景観計画区域	景観計画区域（あわら市景観形成重点地区）
・高度地区	指定なし
・広告物条例規制地域	第二種禁止地域
・防災拠点	指定なし
・昭和51(1976)年	土地区画整理事業により整備され開設

4. 参加資格要件

本提案に参加できる者は、以下に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けているものを除く。）、または、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けているものを除く。）でないこと。
- (3) 令和5・6年度あわら市入札参加資格者名簿に登録済で、県内に「本社・本店もしくは支店・営業所」があり、「測量・コンサルタント」の入札参加資格を有し、登録業種として「造園」を有すること。
- (4) あわら市契約に係る指名停止措置要綱（平成16年3月1日制定）の規定による入札参加資格停止措置の期間中でない者であること。
- (5) あわら市暴力団排除条例（平成23年9月26日条例第7号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等に該当しないこと。
- (6) 同種業務：公告日から過去20年以内に、公園もしくは広場の実施設計（面積2,500㎡以上）の履行実績を1件以上有すること。
- (7) 本業務に関して下記の技術者要件を満たす管理技術者・照査技術者・担当技術者を配置できること。なお各技術者については、公告日以前に当該企業と直接的かつ恒常的に6ヶ月以上の雇用関係があること。
  - 管理技術者：技術士（総合技術管理部門：建設—都市及び地方計画）、技術士（建設部門：都市及び地方計画）、ランドスケープアーキテクト（RLA）、RCCM（造園）のいずれかの資格を有する者とする。  
上記（6）の履行実績を1件以上有すること。  
なお、照査技術者としての実績は認めない。
  - 照査技術者：技術士（総合技術管理部門：建設—都市及び地方計画）、技術士（建設部門：都市及び地方計画）、ランドスケープアーキテクト（RLA）、RCCM（造園）のいずれかの資格を有する者とする。
  - 担当技術者：技術士（総合技術管理部門：建設—都市及び地方計画）、技術士（建設部門：都市及び地方計画）、ランドスケープアーキテクト（RLA）、RCCM（造園）のいずれかの資格を有する者とする。  
上記（6）の履行実績を1件以上有すること。  
なお、照査技術者としての実績は認めない。
- (8) 設置管理許可等を利用した民設民営による飲食店や売店等の便益施設の設置・運営などの提案を行う場合、2以上の者が共同体を結成して申請することを認める。

## 5. 応募に関する留意事項

### (1) 費用負担

応募に関するすべての書類作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

### (2) 提出書類の取り扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが提出書類の返却は行わない。本市は提案募集以外の目的で提出書類の使用や、情報を漏らすことは行わない。協議の過程において、設計業務委託の関係者等が、守秘義務を遵守したうえで受託者の応募書類を、本業務の実施または質の向上のために閲覧する可能性がある。なお、応募者が受託者となった場合、その著作権は本市に帰属するものとする。

(3) 本市からの提示資料の取り扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、応募者は応募にあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(4) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

(5) 法令等の遵守

提案にあたっては、事前に応募者の責任において関係法令等を確認すること。なお、契約後、業務実施時における法令適合のリスクは、受託者に属することとする。

(6) 提出書類の変更禁止

提出後の書類の変更は認めない。ただし、提出書類に脱漏または不明確な表示等があり、かつ、本市が変更を認めたときはこの限りではない。

(7) 虚偽の記載の禁止

技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とします。

(8) 設計仕様書

「あわら市駅前児童公園詳細設計業務特記仕様書」に基づいて実施するものとする。

## 6. 公園施設整備に関する要求事項

### (基本方針)

- ・竹田川の風景と融け合う眺望の保全と水と緑の景観とすること。
- ・住民や来訪者が集うような居場所とすること。
- ・赤ちゃんや高齢者まで人々をやさしく迎える快適なデザインとすること。
- ・竹田川とまちなかと人を結び、健康を生み出す周遊スポットとすること。
- ・竹田川を望めるようにすること。
- ・竹田川周遊整備構想の空間レイアウト図を参考とすること。

### (共通)

- ・公園全体の機能的連携、維持管理に配慮した配置計画とする。
- ・竹田川河川公園と一体的利用を図ること。
- ・維持管理の負担を減らした整備とすること。
- ・公園のイメージに合ったデザインの園名板を配置すること。
- ・環境負荷低減、建物リサイクル等環境保全に配慮した整備とすること。

### (休憩施設)

- ・竹田川を臨める位置に屋根付き等の休憩施設を建築すること。
- ・災害時でも使用可能な防災用ベンチを1基以上設置すること。

### (建築施設)

- ・多機能トイレ（男性・女性用ともに1据以上）を設置すること。
- ・トイレの設置場所は、住宅地から離れた場所とすること。

### (民間事業者を求める賑わい創出)

- ・民間事業者を求める業務内容および要求内容は以下のとおりとする。なお、提案できない場合は、理由書（様式は任意）を提出すること。

業務内容	要求内容
賑わい創出に係る活動	公園を利用した活動
施設の管理	①公園敷地内の清掃および植栽管理 ②屋外トイレの清掃

・民間事業者が負担する経費は以下のとおりとし、公園の老朽化等の補修に係る経費は市が負担する。

(1) 賑わい創出に係る活動に必要な経費

(2) 施設の管理に必要な経費

(3) 設置管理許可等を利用した飲食店や売店等の便益施設の設置・運営に係る経費  
(その他)

- ・駐車場は景観に配慮した舗装とする。(思いやり駐車場2台、一般駐車場2台)
- ・植栽は高木を減らし、中高木、低木・地被類を多めに織り交ぜたデザインとすること。
- ・幼児用遊具を提案する場合は、小学生以下を対象とし、トリムパークかなづ(運動公園)やクレヨンランドかなづ(近隣公園)と差別化し、大型複合遊具は設置しないこと。
- ・防犯のため夜間も安全で魅力的な空間となるよう照明施設を整備すること。
- ・園内を快適に散策することができる園路を整備し、安全性を重視すること。
- ・都市公園内にある残置物はすべて撤去処分すること。
- ・給水設備を設置すること。
- ・住宅地との境界に目隠しを設置すること。
- ・イベント(マルシェ等)開催時等にキッチンカーなどが出入りできるように整備すること。
- ・より良い提案があれば、提案を行うこと。
- ・公園施設整備に関する要求事項については監督職員と協議の上、妥当性が判断された場合は変更できるものとする。

## 7. 選定方法

### (1) 選定委員会

委託業者の候補者の選定については、あわら市駅前児童公園詳細設計業務業者選定委員会(以下「選定委員会」という)において行う。

選定委員会は非公開とする。

### (2) 審査

選定委員会は、企画提案書等に基づいたプレゼンテーション等により審査基準(別表)に基づいて審査する。なお、参加者が3社を超える場合は、選定委員長及び事務局において、提案書等のみによる選定(以下「一次審査」という。)を実施し、上位3社により審査を行う場合がある。

選定委員会は順位決定のため、各委員の採点を集計し、各参加者の順位を決定し、第1位の企画提案者を契約候補者として選定する。

選定結果については、参加した全ての企画提案者に文書及び電子メールにより通知する。なお、選定結果等についての異議申立ては、一切受け付けない。

## 8. 選定スケジュール(変更の場合あり)

内容	日程
(1)プロポーザル公告	令和6年7月16日(火)

(2)質問書の提出期限	令和6年7月23日(火)17時まで
(3)質問書回答 (あわら市ホームページに掲載)	令和6年7月26日(金)
(4)参加に係る書類の提出期限	令和6年8月9日(金)17時まで
(5)企画提案書等の提出期限	令和6年8月30日(金)17時まで
(6)提案プレゼンテーション	令和6年9月10日(火) (予定)
(7)審査結果の通知	令和6年9月13日(金)発送予定
(8)契約協議及び業務委託契約締結	令和6年9月下旬

## 9. 質問及び回答

本実施要領及び特記仕様書等に関する質問については、質問書(様式1)電子メールに添付し、下記まで送信すること。なお、メールの件名は「あわら市駅前児童公園詳細設計業務に係る質問」とする。

### (1) 送信先

電子メール kensetsu@city.awara.lg.jp

電話番号 0776-73-8027 (建設課直通)

※送信後、必ず電話により着信確認をすること。

### (2) 質問書の提出期限：8. 選定スケジュール参照

### (3) 質問書に対する回答

質疑に対する回答は、一括して取りまとめあわら市ホームページに掲載する。※質問のあった業者名は公表しない。

## 10. 参加表明書等作成要領

### (1) 提出書類

書類名	様式	備考
①参加表明書	様式2-1	
②会社概要	様式3	
③業務実績調書	様式4	過去20年以内の業務実績 (公告日までに完了済み)
④配置予定技術者一覧	様式5	
⑤配置予定技術者	様式6-1 様式6-2	※管理技術者 ※担当技術者(主たる担当者)

### (2) 提出期限及び提出部数

- ・提出期限 令和6年8月9日(金)17時まで
- ・提出部数 各1部提出

### (3) 提出方法及び提出先

あわら市役所 土木部建設課都市計画G 持参または郵送(書留郵便に限る)とする。

住所：福井県あわら市市姫3丁目1-1

TEL：0776-73-8027 (建設課直通)

(4) その他

- ①提出された書類は返却しない。なお、提出された書類は、この提案以外の目的で使用しない。
- ②参加申込み後に参加を辞退する場合には、辞退届（様式10）を提出すること。

11. 企画提案書等作成要領

(1) 提出書類

書類名	様式	備考
①提案提出書	様式7	
②特定テーマ (その1)	任意様式	・特定テーマの内容については別表に記載のとおり。 A3 3頁以内
③特定テーマ (その2)	任意様式	・「6. 公園施設整備に関する要求事項 (民間事業者を求める賑わい創出)」について A3 3頁以内 (提案できない場合は理由書を提出)
④民間事業者概要	様式8	※③で理由書提出の場合は不要
⑤提案価格内訳表	様式9	

(2) 提出期限及び提出部数

- ・提出期限 令和6年8月30日（金）17時まで
- ・提出部数 各10部提出

(3) 提出方法及び提出先

10. 参加表明書作成要領（3）提出方法及び提出先と同じ

(4) 留意点

- ①企画提案書は、用紙縦置き、左綴じで製本すること。
- ②企画提案書の文字の大きさは原則10ポイント以上とし、（1）提出書類の順番に取りまとめる。表紙・目次の作成は任意とし、指定枚数には含めない。
- ③提案提出書（様式7）以外は企業名の記載はしないこと。
- ④特定テーマは任意様式とするが、「業務名」を記載すること。

(5) 審査

選定委員会は、提出書類及びプレゼンテーション等を総合的に審査し、その中から優秀者を1者選定します。参加者が1者のみであった場合でも、選定委員会において業務提案書等に基づく選定を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価するものとする。

(6) その他

- ①提出された書類は返却しない。なお、提出された書類は、この提案以外の目的で使用しない。
- ②本提案の作成に要した費用、経費については、全て提案者の負担とする。
- ③提出された企画提案書等については、提出後の差換え、変更、削除等を行うことはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。

## 12. 提案プレゼンテーション

提出された企画提案書等に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

### (1) 日時及び場所

令和6年9月10日(火) (予定)

あわら市役所

詳細な日程等については、対象者に別途通知する。

### (2) 所要時間

1者あたり30分程度(提案内容の説明20分、質疑応答10分)

### (3) 出席者

プレゼンテーションの出席者は3名以内とし、管理技術者は必ず出席すること。  
また、配置予定技術者がプレゼンテーションを行うこと。

### (4) 使用備品

パソコンを使用する場合は、提案者が用意すること。スクリーンまたはモニター等の使用機材、備品については、本市で用意する。

## 13. 失格等

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。
- (3) 参加資格の要件を満たしていない場合。
- (4) 見積価格が見積限度額を超えた場合。
- (5) その他、本実施要領に違反する場合。

## 14. 参考資料(貸与資料)

- (1) 位置図
- (2) 委託設計書
- (3) 平面図等
- (4) 道路台帳平面図
- (5) 竹田川周遊整備構想
- (6) 芦原温泉駅周辺整備基本計画書(抜粋)
- (7) 第1回～3回ワークショップ成果まとめ(令和5年度実施)

## 15. 契約協議及び業務委託契約締結

委託業者の候補者の企画提案書等の記載内容を原則として契約時の仕様とするが、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、契約内容及び金額等をあわら市との協議・交渉により決定し、あわら市契約事務規則(平成16年あわら市規則第46号)に基づき契約を締結する。

委託業者の候補者と協議が整わない場合は、次点委託業者の候補者と交渉をする。契約締結の時期は、令和6年9月下旬を予定している。

問合せ先

福井県あわら市市姫三丁目1番1号

あわら市役所 土木部建設課都市計画G

電子メール kensetsu@city.awara.lg.jp

電話番号 0776-73-8027(建設課都市計画G直通)



## 別表

審査項目	評価項目	詳細・着眼点	配点		
			一次審査点※	基準点	裁量点
業務実施能力	業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同種業務の履行実績               <ul style="list-style-type: none"> <li>A : 5 件以上 10</li> <li>B : 3 ~ 4 件 6</li> <li>C : 1 ~ 2 件 3</li> </ul> </li> <li>・地域の履行実績               <ul style="list-style-type: none"> <li>A : あわら市内での実績あり 5</li> <li>B : 福井県内での実績あり 3</li> <li>C : 上記地域の実績なし 0</li> </ul> </li> </ul>	15	15	—
	技術者の資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施体制、管理責任者が明確化され、適切な人員配置が行われているか。</li> <li>管理技術者：               <ul style="list-style-type: none"> <li>A : 技術士、R L A 両方取得 8</li> <li>B : 技術士、R L A いずれか取得 5</li> <li>C : R C C M (造園) 3</li> </ul> </li> <li>担当技術者（主たる技術者）：               <ul style="list-style-type: none"> <li>A : 技術士、R L A 両方取得 8</li> <li>B : 技術士、R L A いずれか取得 5</li> <li>C : R C C M (造園) 3</li> </ul> </li> <li>照査技術者：               <ul style="list-style-type: none"> <li>A : 技術士、R L A 一つ以上取得 4</li> <li>B : R C C M (造園) 2</li> </ul> </li> </ul>	20	20	—
	業務体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理技術者及び担当技術者が本業務を遂行できる実務経験を有しているか。</li> <li>※照査技術者の実績は認めない</li> <li>管理技術者：               <ul style="list-style-type: none"> <li>・同種業務の履行実績                   <ul style="list-style-type: none"> <li>A : 3 件以上 10</li> <li>B : 2 件 6</li> <li>C : 1 件 3</li> </ul> </li> <li>・地域の履行実績                   <ul style="list-style-type: none"> <li>A : あわら市内での実績 5</li> <li>B : 福井県内での実績 3</li> <li>C : 実績なし 0</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>担当技術者（主たる技術者）：               <ul style="list-style-type: none"> <li>・同種業務の履行実績                   <ul style="list-style-type: none"> <li>A : 3 件以上 10</li> <li>B : 2 件 6</li> <li>C : 1 件 3</li> </ul> </li> <li>・地域の履行実績                   <ul style="list-style-type: none"> <li>A : あわら市内での実績 5</li> <li>B : 福井県内での実績 3</li> <li>C : 実績なし 0</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	30	30	—
	連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市と担当者の連絡調整が速やかに行える体制であるか。</li> </ul>	5	5	—

企画 提案 内容	特定テーマ の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「2. 業務概要 (3) 履行期間・(5) 工事費限度額)」及び「6. 公園施設整備に関する要求事項」を踏まえた本業務の実施方針について</li> <li>・竹田川周辺の賑わい創出等に繋がる内容であるか。</li> <li>・「6. 公園施設整備に関する要求事項(民間事業者に求める賑わい創出)」のため、2以上の者が共同体を結成した申請であるか。</li> </ul>	65	20	45
	プレゼン テーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明の分かりやすさ、説明者の業務に対する意欲が強く感じられるか。</li> <li>・発表の構成力に優れ、根拠や知識・技術力の裏付けなどにより説得力があるか。</li> </ul>	—	—	10
	提案見積内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妥当性の評価</li> </ul>	5	5	—
合 計			140	150	

※3社を超える参加がある場合は、一次審査点の合計により選考する。